

八幡浜地区施設事務組合職員の定年に関する規則

〔 令和 5 年 3 月 2 4 日 〕
規 則 第 1 1 号

改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡浜地区施設事務組合職員の定年等に関する条例（昭和 5 9 年条例第 7 号）第 2 条において準用する八幡浜市職員の定年等に関する条例（平成 1 7 年八幡浜市条例第 2 7 号）の規定に基づき職員の定年に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の定年については、八幡浜市職員の定年に関する規則（令和 5 年八幡浜市規則第 7 号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。